

**「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」
に係る事務局の募集について（公募要領）**

平成22年1月
国土交通省
経済産業省
環境省

※本公募は、平成21年度第2次補正予算の成立が前提となるものです。このため、今後、
内容等が変更になる場合があることをあらかじめ御了承願います。

国土交通省・経済産業省・環境省では、環境対応住宅普及促進基金の設置・管理を行う法人から委託を受けて、「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」を実施する事務局の公募を行います。

事業の概要、応募方法その他留意していただきたい点は、この公募要領に記載しておりますので、応募される方は、熟読いただくようお願いいたします。

公募要領目次

I. 「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局公募要領について

1. 総則
2. 業務内容
3. 予算額等
4. 参加資格
5. 説明会の開催
6. 企画書募集に関する質問の受付及び回答
7. 企画書等の提出書類、提出期限等
8. 企画提案会の開催
9. 審査の実施
10. 契約の締結等

II. 「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設置運營業務の概要

1. 業務の目的
2. 業務内容

III. 企画書作成事項

1. 業務に対する理解度
2. 業務実施方法等の提案
3. 業務実施フロー
4. 業務実施体制
5. 業務実績

IV. 「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設置運營業務に係る企画書審査の手順について

1. 外部評価委員会による審査
2. 企画書等の審査方法

V. 「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局公募要領

1 総則

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設置運營業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

なお、本公募は、平成21年度第2次補正予算の成立が前提となる。このため、今後、内容等が変更となる場合がある。

2 業務内容

本業務の内容は、別添1『「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設置運營業務の概要』のとおりとする。

3 予算額等

業務の予算額は、「環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱」により、基金が設置された法人との契約に基づき、同基金（1,000億円（消費税及び地方消費税額を含む。））を限度として決定される。なお、業務に必要な経費のうち事務経費は可能な限り合理化することに努めるものとする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

5 説明会の開催

- (1) 日時
平成22年1月14日（木）11時～
- (2) 場所
環境省 第1会議室
東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎5号館22階）

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先
東京都千代田区霞ヶ関2-1-3
国土交通省住宅局住宅生産課
FAX：03-5253-1629
E-mail：house-ecopoint@mlit.go.jp
- (2) 受付方法
電子メール又はFAX（A4、様式自由）にて受け付ける。（電話、来訪等による問合せには対応しない。）
- (3) 受付期間

平成 22 年 1 月 18 日 (月) までの平日の 10 時から 17 時まで (12 時～13 時は除く) とする。

(4) 回答

平成 22 年 1 月 20 日 (水) 17 時までに、説明会参加者に対して F A X により行う。
(なお、説明会に参加されない方であって回答を希望される方は、上記 (3) の受付期間までに (1) の受付先に担当窓口の部署、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレスを登録してください。)

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類 (別添様式)

- ① 企画書 (別添 2 「企画書作成事項」による)
- ② 経費内訳書

『エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業』事務局設置運營業務」を実施するために必要な経費のすべての額 (消費税及び地方消費税額を含む。) を記載した内訳書

- ③ 提出者の概要 (会社概要等) が分かる資料

(2) 提出期限等

- ① 提出期限

平成 22 年 1 月 27 日 (水) 17 時

- ② 企画書等の提出場所

6 (1) に同じ

- ③ 提出部数

ア (1) ① 15 部

イ (1) ② 15 部

ウ (1) ③ 15 部

- ④ 提出方法

持参又は郵送による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着のこと。)

- ⑤ 提出に当たっての注意事項

ア 持参する場合の受付時間は、平日の 10 時から 17 時まで (12 時～13 時は除く) とする。

イ 郵送する場合は、封書の表に『エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業』事務局設置運營業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

ウ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

エ 1 者当たり 1 件の企画を限度とし、1 件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

オ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

カ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

キ 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ク 提出された企画書等は、国土交通省、経済産業省及び環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

ケ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

8 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者のうち必要に応じて行う書面審査を通過したものに対して平成 22 年 1 月 28 日（木）17 時まで連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

9 審査の実施

- (1) 審査は、有識者から成る外部評価委員会が『エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業』事務局設置運營業務に係る企画書審査の手順』（別添 3）及び『エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業』事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表』（別添 4）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した 1 者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画提案会参加者に遅滞なく通知する。

10 契約の締結等

本事業に係る契約は平成 21 年度第 2 次補正予算の成立が前提となる。

本契約は、「環境対応住宅普及促進対策費補助金の募集について」により選定された基金設置法人との間で締結する。なお、企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、契約手続の完了までは、基金設置法人との契約関係を生ずるものではない。

基金設置法人は、契約候補者から見積書を徴取し（予定価格の制限の範囲内であることを確認し）、契約を締結する。なお、業務の実施に当たっては、国土交通省、経済産業省、環境省及び基金設置法人との間で業務実施に関する契約を締結し、円滑な事業の推進のため万全を期すものとする。

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」
事務局設置運營業務の概要

1. 業務の目的

環境対応住宅普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付して環境対応住宅普及促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、省エネ性能の高い住宅（以下「環境対応住宅」という。）の新築又は環境対応住宅とするための改修に対しエコポイントを付与する等の事業を行うことにより、環境対応住宅の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とする。

2. 業務内容

環境対応住宅普及基金の設置・管理を行う法人（以下「基金設置法人」という。）から委託を受けて、エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業を実施するものとする。

(1)定義

- ① 「住宅版エコポイント・システム」とは、環境対応住宅の新築又は環境対応住宅とするための改修に伴いエコポイントが付与され、そのエコポイントを商品又はサービスに交換することができるシステムのうち、全国の複数の事業者が参加できるプラットフォーム形式を持つものをいう。
- ② 「省エネ建材製造事業者」とは、(2)②の対象工事の建材（ガラス、サッシ、断熱材）を製造する事業者をいう。
- ③ 「環境対応住宅工事施工者」とは、国内で(2)の対象工事を行う者をいう。
- ④ 「環境対応住宅事業建築主」とは、国内で(2)①の対象工事を行う住宅を賃貸又は販売する事業者をいう。
- ⑤ 「環境対応住宅所有者」とは、国内で(2)の対象工事を行った住宅の所有者をいう。
- ⑥ 「指定交換商品等」とは、(6)で定めるエコポイントと交換できる商品及びサービスをいう。
- ⑦ 「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
- ⑧ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- ⑨ 「住宅事業建築主基準」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づく住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）をいう。
- ⑩ 「省エネ基準に適合する住宅」とは、ア又はイのいずれかに適合する住宅をいう。
ア 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）

イ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 18 年国土交通省告示第 378 号）

- ⑪ 「バリアフリー基準を満たす工事」とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 3 の 2 第 1 項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替」（平成 19 年国土交通省告示第 407 号）第 1 号、第 5 号又は第 6 号に定める工事であって、住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第 18 条の 21 第 15 項、第 18 条の 23 の 2 第 1 項並びに第 19 条の 11 の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について（平成 21 年 4 月 3 日 国住整第 4 号、国住生第 6 号、国住指第 45 号）8 に定める判断基準を満たす工事をいう。
- ⑫ 「JIS」とは、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 17 条第 1 項の日本工業規格をいう。
- ⑬ 「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- ⑭ 「登録建築物調査機関」とは、省エネ法第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- ⑮ 「所管行政庁」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号。以下「長期優良住宅法」という。）第 2 条第 6 項に規定する所管行政庁をいう。
- ⑯ 「適合証明機関」とは、独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定書を締結している指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関をいう。
- ⑰ 「確認済証」とは、建築基準法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の確認済証をいう。
- ⑱ 「検査済証」とは、建築基準法第 7 条第 5 項又は第 7 条の 2 第 5 項の検査済証をいう。
- ⑲ 「建築工事届」とは、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出をいう。

(2)対象工事

エコポイント付与対象工事（以下「対象工事」という。）は、以下の工事（国が行うもの及び国の補助金等を受けて行うものを除く。）で、平成 21 年度第 2 次補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものを対象とする。ただし、①については、平成 21 年 12 月 8 日から平成 22 年 12 月 31 日までに建築着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいう。）したもの、②及び③については、平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに工事に着手（対象工事を含む工事全体の着手をいう。）したものに限る。

① 環境対応住宅の新築

次のア又はイに該当する住宅の新築

ア 木造住宅

次の a)、b)又は c)のいずれかに該当する木造住宅（確認済証、建築工事届等において、主たる建築物の構造が「木造」と記載されている住宅をいう。）

- a) 住宅事業建築主基準に適合する一戸建ての住宅
- b) 参考「エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）」に適合する共同住宅等
- c) 省エネ基準に適合する住宅

イ 木造住宅以外の住宅

上記アの a)又は b)に該当する住宅

② 省エネ改修

次のア又はイに該当する改修工事

ア 窓の断熱改修

改修後の窓が、(1)⑩イに規定する断熱性能に適合するよう行う次の a)、b)又は c)のいずれかに該当する断熱改修

- a) ガラス交換（既存窓を利用して、ガラスを交換するものをいう。）
- b) 内窓の新設（既存窓の内側に、新たに窓を新設するものをいう。）
- c) 窓交換（既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。）

イ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床のいずれかの部位が、一定の量以上の断熱材（ノンフロンでかつ熱抵抗値などの断熱性能が確認されたものであって JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 5905 に適合している認証を受けている又はそれと同等の性能を有することが証明されているものに限る。）を用いる断熱改修。

③ バリアフリー改修

②の改修工事と併せて行う次のいずれかのバリアフリー改修工事のうちバリアフリー基準を満たす工事

- ア 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- イ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の段差を解消する工事
- ウ 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

④ 上記以外の工事のうち、環境対応住宅の普及を促すため①又は②と同様の取扱いが適当と認められるとして国土交通省、経済産業省及び環境省が認めたもの。

(3) エコポイントの付与の考え方

対象工事の内容、規模等に応じて、以下の考え方でエコポイントを付与するものとする。

① 環境対応住宅の新築

1戸当たり30万ポイント

② 省エネ改修

イ 窓の断熱改修

- ・ 1窓当たりのポイント数を設定（ガラス交換についてはガラス1枚ごとにポイントを設定）
 - ・ ガラス交換、内窓新設・外窓交換の各々の場合について、窓の大きさ（大（テラス窓）、中（肘掛窓）、小（小窓）の3区分）に応じたポイント数を設定
- ロ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修
- ・ 外壁、屋根・天井、床の各々の部位について、断熱工事に関するポイント数を設定
- ③ バリアフリー改修
- ・ 手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入口の幅の拡張の各々の工事について、1箇所あたりのポイント数を設定

(4) エコポイントの申請方法と処理

エコポイントの申請は、環境対応住宅所有者（又は代理申請者）が郵送により行うか、各都道府県に1カ所以上設ける申請を受け付けるための窓口（以下「申請受付窓口」という。）で行うかのいずれかの方法による。環境対応住宅所有者は、個人・法人の別、建築主・購入者の別によらず申請することができるものとする。

個人の申請にあたって必要となる標準的な書類は、工事内容毎に示した下記の書類とする。

① 環境対応住宅の新築

次に掲げる書類

ア 下表の右欄の機関が発行する左欄に示す書類のいずれか（ただし、a) から e) までについては木造住宅のみ、f) 及び g) については一戸建ての住宅のみが対象となる。）

添付書類	発行機関
a) 品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合しているもの）	登録住宅性能評価機関
b) 品確法第6条第3項の建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合しているもの）	登録住宅性能評価機関
c) 長期優良住宅建築等計画認定通知書（長期優良住宅法第7条に基づくもの）	所管行政庁
d) 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する認定の基準に適合すると認められる場合に発行するもの）	登録住宅性能評価機関
e) 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）（フラット35S（省エネルギー性）に関する基準に適合するもの）	適合証明機関
f) 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）（フラット35S（20年金利引き下げタイプ）（省エネルギー性）に関する基準に適合するもの）	適合証明機関
g) 住宅事業建築主基準に係る適合証（住宅事業建築主が住	登録建築物調

宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針(平成21年国土交通省告示第634号)1(2)①の規定に基づき住宅事業建築主基準に適合すると認めた場合に発行するもの)	査機関
h)エコポイント対象住宅証明書(第4(2)①で掲げる工事に適合することを証明するもの)	登録住宅性能 評価機関

イ 環境対応住宅工事施工者が発行する工事証明書(工事施工者の名称、住所、建設業許可番号(許可業者の場合に限る。)、工事期間、工事内容等が記載されたもの。以下同じ。)

ウ 環境対応住宅工事施工者又は環境対応住宅事業建築主が発行する領収書又は契約書の写し

エ 確認済証の写し

オ 検査済証の写し又は竣工写真(全景1枚)

カ 申請者の本人確認書類(健康保険証、運転免許証の写し等。以下同じ。)

キ 代理申請を行う場合にあっては代理申請者の本人確認書類

② 省エネ改修

次に掲げる書類(窓の断熱改修の場合はイを除く全て、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の場合はアを除く全て)

ア 省エネ建材製造事業者が発行する性能証明書(製品型番、製造番号及び大きさが記載されたもの)

イ 卸業者等が発行する納品書又は吹込工事施工業者が発行する施工証明書(製品型番及び使用量が記載されたもの)

ウ 環境対応住宅工事施工者が発行する工事証明書

エ 環境対応住宅工事施工者が発行する領収書の写し

オ 工事現場写真(窓の断熱改修にあっては工事後に窓ごとに当該窓全体が写るように撮影されたもの、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修にあっては改修部位毎に施工中の状況を撮影したもの)

カ 申請者の本人確認書類

キ 代理申請を行う場合にあっては代理申請者の本人確認書類

③ バリアフリー改修

次に掲げる書類

ア 環境対応住宅工事施工者が発行する工事証明書

イ 環境対応住宅工事施工者が発行する領収書の写し

ウ 工事現場写真(バリアフリー改修を行った手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入口の幅の拡張ごとに1枚ずつ撮影したもの)

エ 申請者の本人確認書類

オ 代理申請を行う場合にあっては代理申請者の本人確認書類

(5)指定交換商品等の選定

- ① 受託事業者は指定交換商品等の選定に当たり、第三者委員会を設置し、環境対応住宅所有者の嗜好に応じた魅力ある商品とすることを念頭に、以下の商品等を中心に、公正かつ透明性が確保された手続により選定を行う。
 - ア 省エネ・環境配慮に優れた商品
 - イ 全国で使える商品券・プリペイドカード(商品の提供事業者が環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード等)
 - ウ 地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品等)
 - エ 環境寄附
- ② ①の第三者委員会の設置、運営は、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人と協議の上、受託事業者が行う。
- ③ 指定交換商品等は、事業期間中、必要に応じ、見直しを行う。

(6)エコポイントの指定交換商品等への交換

- ① 受託事業者は指定交換商品等提供事業者との間で指定交換商品等の提供に関する契約を締結する。
- ② ①の契約には、環境対応住宅所有者がエコポイントを指定交換商品等に交換するための申請、当該申請内容の指定交換商品等提供事業者への伝達、当該伝達を受けた指定交換商品提供事業者による指定交換商品の環境対応住宅所有者への送付その他のエコポイントの指定交換商品への交換に関する手続及びそれに伴う対価の支払いに関する事項を定めるものとする。
- ③ 対象工事によって取得したエコポイントを、当該工事を行った環境対応住宅工事施工者と同一の工事施工者が一体的に実施する他の工事等の対価に充当する交換(以下「即時交換」という。)を行えるものとする。

(7)住宅版エコポイント・システムの構築

- ① 受託事業者は、住宅版エコポイント・システムとして、対象工事に係るエコポイントの申請・登録・管理システム及びエコポイントの指定交換商品等への交換システム(環境対応住宅所有者等にとって理解が容易で利便性が高く、かつ確実に効率的なものとする。ただし、パソコン・携帯等を活用するシステムにあっては、パソコン・携帯等を使用しない者も対象とするシステムを併せ持つものとする。)の設計と構築、運営を行う。また、別途定める法人等に対するエコポイント付与の方針を反映したシステムにより実施する。
- ② ①のシステムに関し、本事業の開始時におけるエコポイントの申請・登録・管理システムの設計に当たっては、第4(4)に示す書類等を活用したシステムとするものとする。

(8)環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等との連携の確保

- ① 受託事業者は、環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等との連絡調整を図る。

- ② 受託事業者は、コールセンターを設置して、以下の業務を実施する。
 - ア 環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等からの本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
 - イ エコポイント付与及び指定交換商品との交換の受付と処理
- ③ 受託事業者は、コールセンターの業務従事者による、個人情報、環境対応住宅所有者のエコポイント数等の不正操作を防止するための措置を講じる。

(9)事業のセキュリティ対策

- ① 受託事業者は、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人の指導及び監督の下で、以下の本事業に係るセキュリティ対策を講じる。
 - ア 環境対応住宅所有者、代理申請者、環境対応住宅事業建築主、環境対応住宅工事施工者その他の者によるエコポイントや指定交換商品等の不正取得、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等によるエコポイントの不正操作を防止するための措置（現地での検査を含む。）及び当該措置を講じてもなお発生した不正に係る対応措置。特に、法人によるエコポイントの申請については、法人の実在性、行った工事の目的、内容、実施場所等に係る情報についても提出又は記載を求めるとともに、疑義のあるケースの確認等の措置を講ずること。個人によるエコポイントの申請についても、同種の工事で一定数以上の申請があった場合については、エコポイント事務局から行った工事の目的、内容、実施場所等を確認し、その上で疑義のあるケースについては確認等の措置を講ずること。また、国の補助金等を受けて工事を行う場合についての重複申請を防止するための措置を講ずること。その他別途定める詳細に従うこと。
 - イ その職員が、環境対応住宅所有者等の個人情報を含め、業務上知り得た秘密を漏らさないための措置。
- ② 受託事業者は本事業に関わる個人情報の保護に関しては、別途、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に協議の上、個人情報保護規程を定める。
- ③ 受託事業者は本事業の開始時に、事業に係るセキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に書面で提出する。
- ④ 受託事業者は本事業に係るセキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託事業者において本事業に係るセキュリティ事故が発生したときは、遅滞なく国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告を行うとともに、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人の求めに応じ、これらの者が行うセキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとする。
- ⑤ 受託事業者は、本事業の実施に当たって提供された個人情報等を含む要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄する。
また、本事業において受託事業者が作成した情報についても国土交通大臣、

経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人からの指示に応じて適切に破棄する。

- ⑥ 受託事業者は、本事業の終了時に、本事業で実施したセキュリティ対策を国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告する。

(10) 事業の広報

受託事業者は、本事業の円滑な実施のため、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、登録住宅性能評価機関等と協力して、以下を含む環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、登録住宅性能評価機関等に対する広報業務を行う。

- ① 省エネ建材製造事業者用業務実施マニュアルの企画、作成及び省エネ建材製造事業者への提供
- ② 環境対応住宅工事施工者用業務実施マニュアルの企画、作成及び環境対応住宅工事施工者への提供、環境対応住宅工事施工者の営業店における告知物の企画、作成及び環境対応住宅工事施工者への提供
- ③ 環境対応住宅事業建築主用業務実施マニュアルの企画、作成及び環境対応住宅事業建築主への提供、環境対応住宅事業建築主の営業店における告知物の企画、作成及び環境対応住宅事業建築主への提供
- ④ 環境対応住宅所有者用告知物の企画、作成及び環境対応住宅所有者への提供
- ⑤ 環境対応住宅所有者等に対するエコポイントの登録状況、指定交換商品等との交換状況等に関する情報の提供
- ⑥ 本事業の開始と終了に関する告知及び周知徹底

(11) エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業の履行期限

エコポイントの付与業務については、契約締結の日から平成 24 年 12 月 31 日とし、指定交換商品等との交換業務については、平成 25 年 3 月 31 日とする。

なお、受託事業者は、エコポイントの累計登録数及び指定交換商品等との交換状況等についてのデータを元に必要に応じて国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとする。

また、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合には、受託事業者は事業の継続の有無について、速やかに国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとする。

(12) 指導監督等

- ① 国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人は、受託事業者による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行う。
- ② 受託事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには遅滞なく国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告を行う。
- ③ 国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人は受託事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとする。

- ④ 受託事業者は、一月に一回以上、定期的に以下の事項を国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告する。
- ア 当該期間に新たに登録されたポイント数及び累計ポイント付与数
 - イ ポイントが付与された対象工事の内容ごとの件数
 - ウ 当該期間に新たに指定交換商品等と交換（即時交換を含む。エ及びオにおいて同じ。）されたポイント数及び事業開始からその時点までに指定交換商品等と交換された累計のポイント数
 - エ 当該期間に新たに交換された指定交換商品等の数と内容及び累計交換商品等の数と内容
 - オ 当該期間に指定交換商品等提供事業者又は即時交換を利用した環境対応住宅工事施工者に支払われた金額及び累計支払金額
 - カ 事業の周知徹底の状況
 - キ コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容
 - ク 情報セキュリティの管理状況
 - ケ 事務に要した費用及びその明細
 - コ 事業の実施を通じて抽出された課題
 - サ その他事業の実施に当たっての特記事項
- ⑤ 受託事業者は、合併、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するものとする。

(13) 事業終了後の精算と残金の返還

受託事業者は、事業終了後、精算を行い、エコポイントの指定交換商品等への交換（即時交換を含む。）の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとする。

(14) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとするができる。

(15) その他

受託事業者は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

地域区分	断熱性能要件 (評価方法基準による省エネルギー対策等級など)	断熱性能以外の要件
I 地域 (I a、I b 地域)	等級 4	以下の①～⑤のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} を有する場合 ④ 燃料電池 ^{※6} を採用する場合 ⑤ ガスエンジン・コージェネレーション ^{※7} を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 ^{※3} 及び高効率給湯器 ^{※1} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ③ 燃料電池 ^{※6} を採用する場合 ④ ガスエンジン・コージェネレーション ^{※7} を採用する場合
II 地域 III 地域	等級 4	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} を有する場合 ④ 燃料電池 ^{※6} を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 ^{※3} 及び高効率給湯器 ^{※1} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ③ 熱交換換気 ^{※3} 及び燃料電池 ^{※6} を採用する場合
IV 地域 (IV a、IV b 地域) V 地域	等級 4	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} を有する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 主たる居室 ^{※8} にルームエアコンディショナー ^{※5} を設置し、高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 主たる居室 ^{※8} にルームエアコンディショナー ^{※5} を設置し、燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4}	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合
VI 地域	等級 3	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除外する。

- 1) ヒートポンプ方式によらない電気温水器を採用している場合
- 2) ヒートポンプ方式によらない電気暖房を採用している場合

※1：高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。

- ・ガス瞬間式（潜熱回収型）給湯器
- ・石油瞬間式（潜熱回収型）給湯器
- ・電気温水器（ヒートポンプ式）で年間給湯効率（APF）3.0以上を満たすもの。

※2：節湯器具を採用とは以下の条件をすべて満たす場合である。

- ・台所において「節湯A（手元止水機能）」「節湯B（小流量吐水）」「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」のいずれかを採用する。
- ・シャワーにおいて「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」を採用する。

※3：熱交換換気とは、顕熱交換効率65%以上を満たす換気システムをいう。

※4：開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率がⅠ及びⅡ地域あつては1.9以下、Ⅲ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下とする。

※5：省エネ法で定めた「家庭用の直吹き形で壁掛け型のもの」で、目標年度2010年度の省エネ基準値達成率が100%以上の機器をいう。

※6：燃料電池については、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。

※7：ガスエンジン・コージェネレーションについては、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。

※8：主たる居室とは、居間を含むダイニングや台所との一体空間をいう。

企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い全体A 4版 15 ページ以内で作成すること。ただし、資料添付が必要な場合は、別添として差し支えない。

1 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するため、「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」を行うにあたっての課題及び重視する点について別紙様式Aに従い記述すること。

2 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

(1) エコポイント申請方法及び処理

郵送によるエコポイント申請の受理及び各都道府県に1カ所以上設ける申請を受け付けるための窓口（以下「申請受付窓口」という。）の体制整備を含め、エコポイントの申請方法について、具体的に提案すること。

また、申請書及び添付書類の確認及びデータ処理を行うための体制についても提案すること。

また、個人による申請と法人による申請を区別して提案を行うこと。

(2) 指定交換商品等の選定及び交換業務

環境対応住宅所有者の嗜好に応じた魅力ある商品とするための指定交換商品等の選定手法及び交換業務（指定交換商品等提供事業者等への支払い業務を含む。）の体制を提案すること。

(3) 申請受付窓口における即時交換業務

対象工事によって取得したエコポイントを、当該工事を行った環境対応住宅工事施工者と同一の工事施工者が一体的に実施する他の工事等の対価に充当する交換（以下「即時交換」という。）を行うための体制（申請受付窓口の体制含む）について具体的に提案すること。

(4) エコポイント申請・登録・管理システムの構築等

対象工事に係るエコポイントの申請・登録・管理システム及びエコポイントの指定交換商品等への交換システムについて具体的に提案すること。

また、システム構築に当たって留意する点を挙げること。

(5) 環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等との連携

本事業は、環境対応住宅所有者をはじめ、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等多くの者が係ることから、その連絡調整をどう図っていくのか提案すること。

(6) コールセンター

環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等からの本事業に関する問い合わせやエコポイント付与及び指定交換の受付と処理に対応するコールセンターの整備体制を提案すること。

(7) セキュリティ、不正対応等

環境対応住宅所有者（代理申請者を含む。）、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主その他の者によるエコポイントや指定交換商品等の不正取得、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等によるエコポイントの不正操作を防止するための対策（現地での検査の方法・体制含む。）を提案すること（個人申請・法人申請それぞれに対する対策を提案すること。）。また、個人情報の適正な取り扱いについても、その対策を提案すること。

(8) 事業の広報

本事業の円滑な実施のため、環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、登録住宅性能評価機関等に対しての広報活動の内容を提案すること。

3 業務実施フロー

業務全体の実施フローを別紙様式C-1に、業務全体の実施スケジュールを別紙様式C-2に従い記述すること。

4 業務実施体制

配置予定の全体管理者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、配置予定のシステム管理者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-2に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-3に従い、記述すること。関係者、その他協力者等に関する情報（氏名、略歴の一覧、2名以上）を添付すること。

5 業務実績

過去5年間におけるポイント管理や商品等の交換等に関する類似業務の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

業務に対する理解度

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」を行うにあたっての課題及び重視する点を挙げること。

注：本様式はA 4版1枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

(1) エコポイント申請方法及び処理

郵送によるエコポイント申請の受理及び各都道府県に1カ所以上設ける申請を受け付けるための窓口（以下「申請受付窓口」という。）の体制整備を含め、エコポイントの申請方法について、具体的に提案すること。

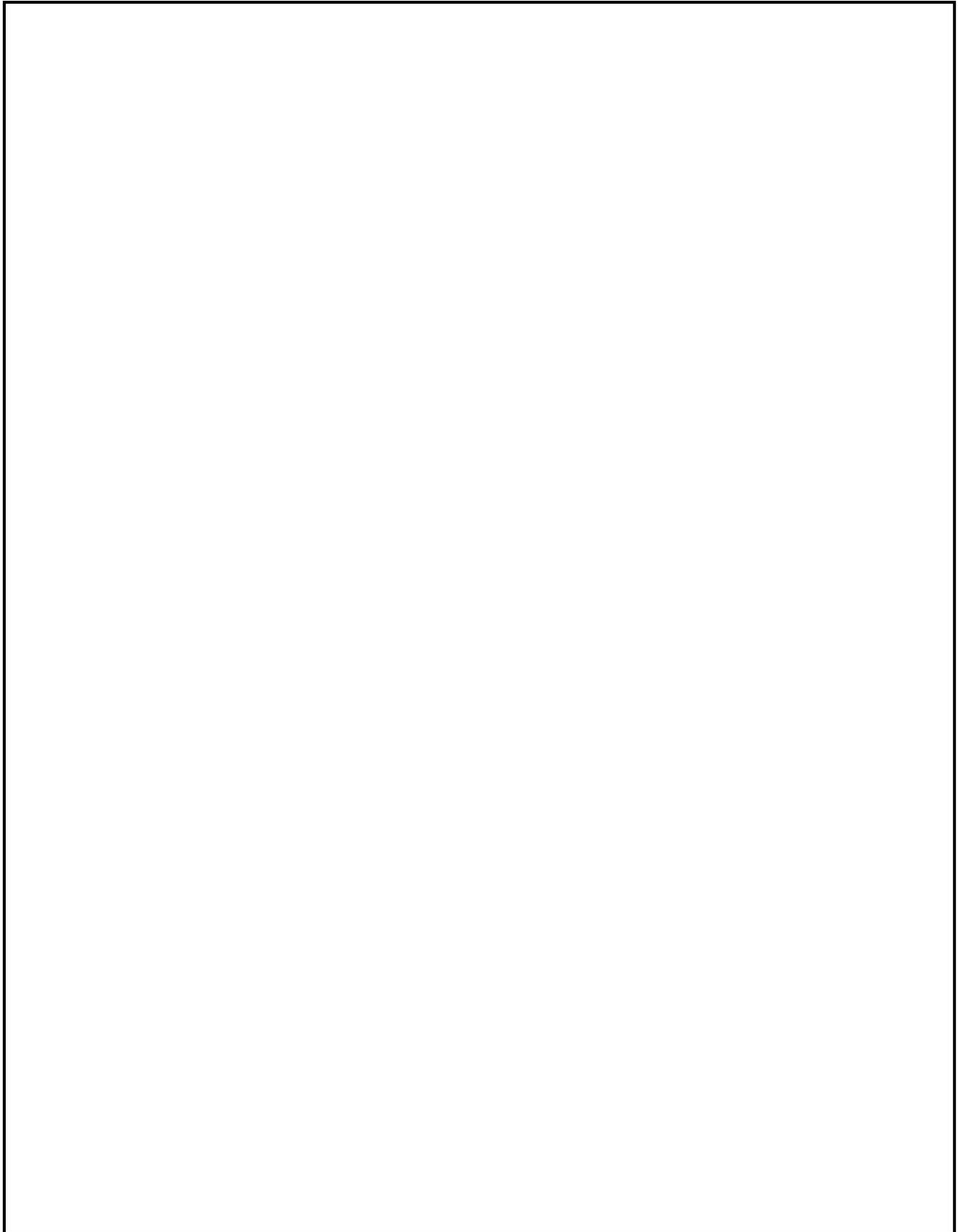
また、申請書及び添付書類の確認及びデータ処理を行うための体制についても提案すること。

また、個人による申請と法人による申請を区別して提案を行うこと。

注：別紙様式Bは全項目合計でA4版8枚以内に記載すること。

(2) 指定交換商品等の選定及び交換業務

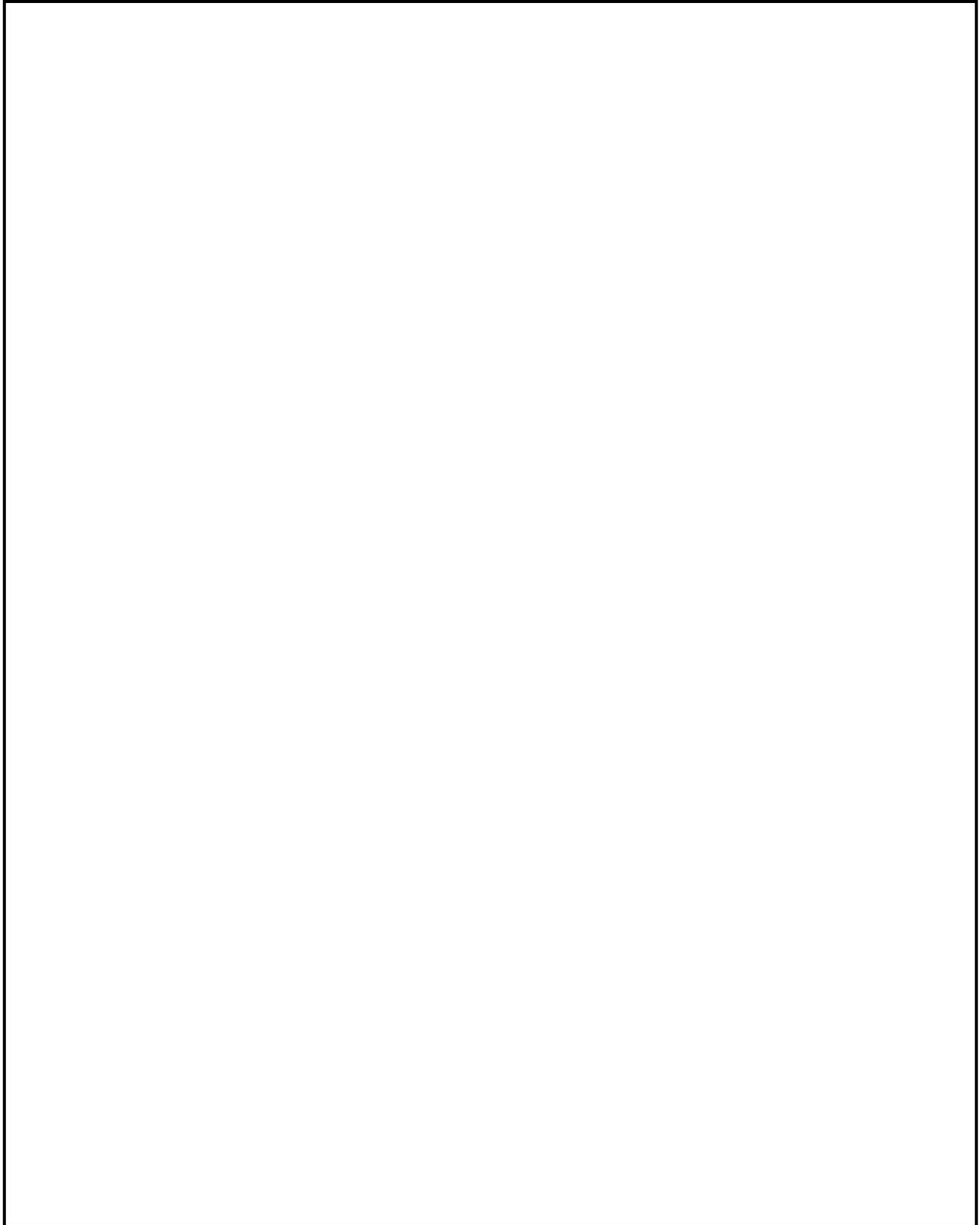
環境対応住宅所有者の嗜好に応じた魅力ある商品とするための指定交換商品等の選定手法及び交換業務（指定交換商品等提供事業者等への支払い業務を含む。）の体制を提案すること。



注：別紙様式 B は全項目合計で A 4 版 8 枚以内に記載すること。

(3) 申請受付窓口における即時交換業務

対象工事によって取得したエコポイントを、当該工事を行った環境対応住宅工事施工者と同一の工事施工者が一体的に実施する他の工事等の対価に充当する交換（以下「即時交換」という。）を行うための体制（申請受付窓口の体制含む）について具体的に提案すること。

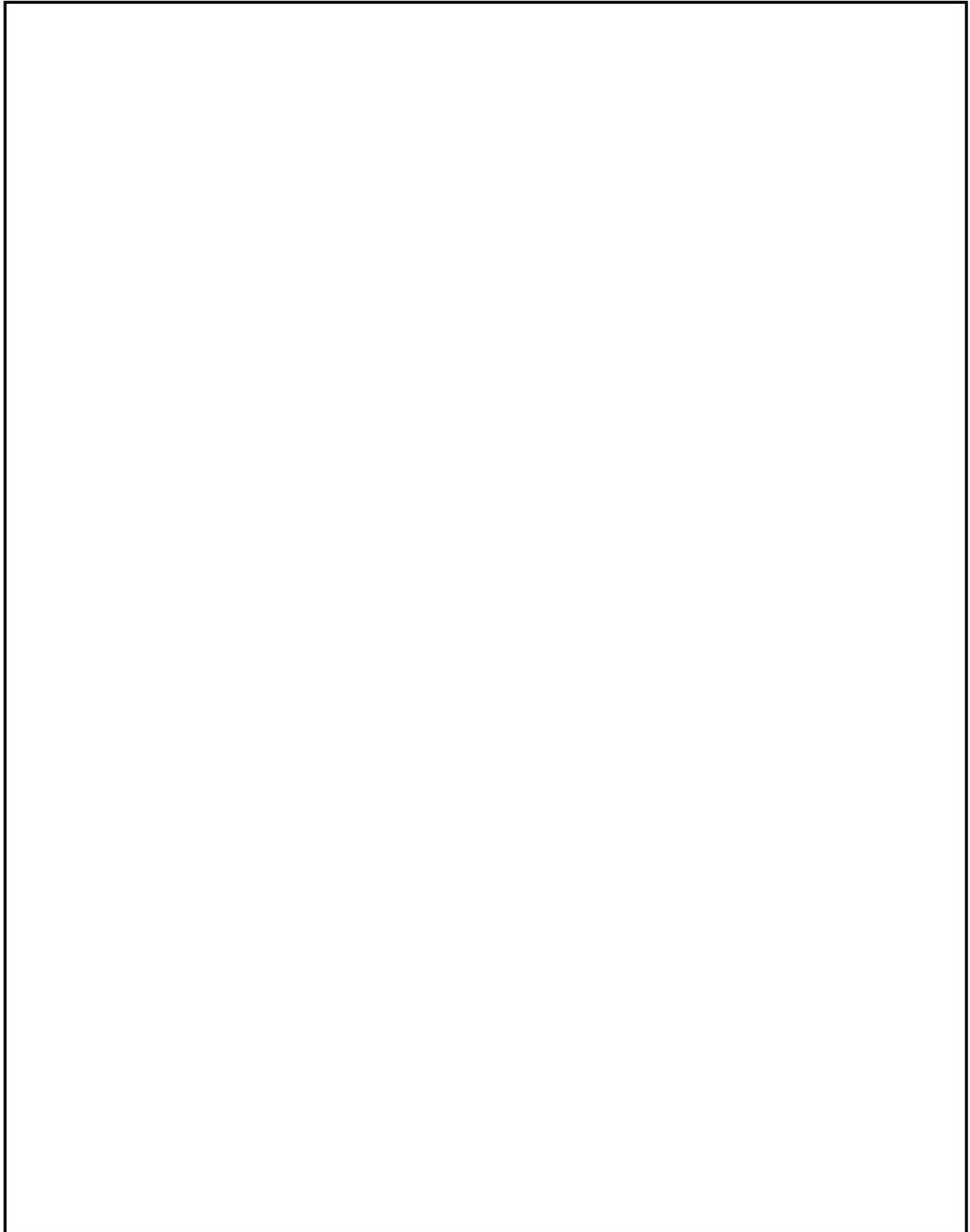


注：別紙様式 B は全項目合計で A 4 版 8 枚以内に記載すること。

(4) エコポイント申請・登録・管理システムの構築等

対象工事に係るエコポイントの申請・登録・管理システム及びエコポイントの指定交換商品等への交換システムについて具体的に提案すること。

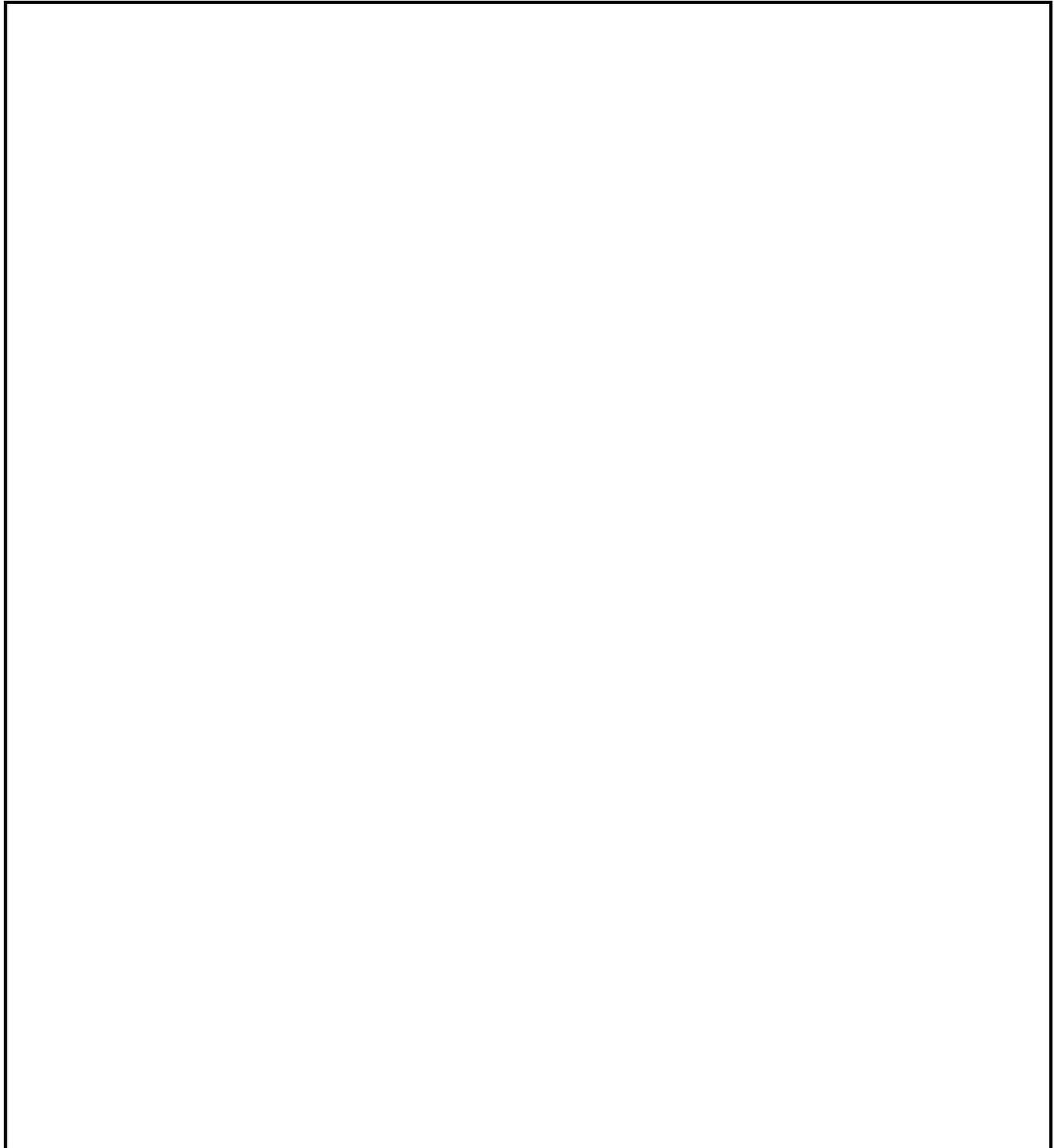
また、システム構築に当たって留意する点を挙げること。



注：別紙様式 B は全項目合計で A 4 版 8 枚以内に記載すること。

(5) 環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等との連携

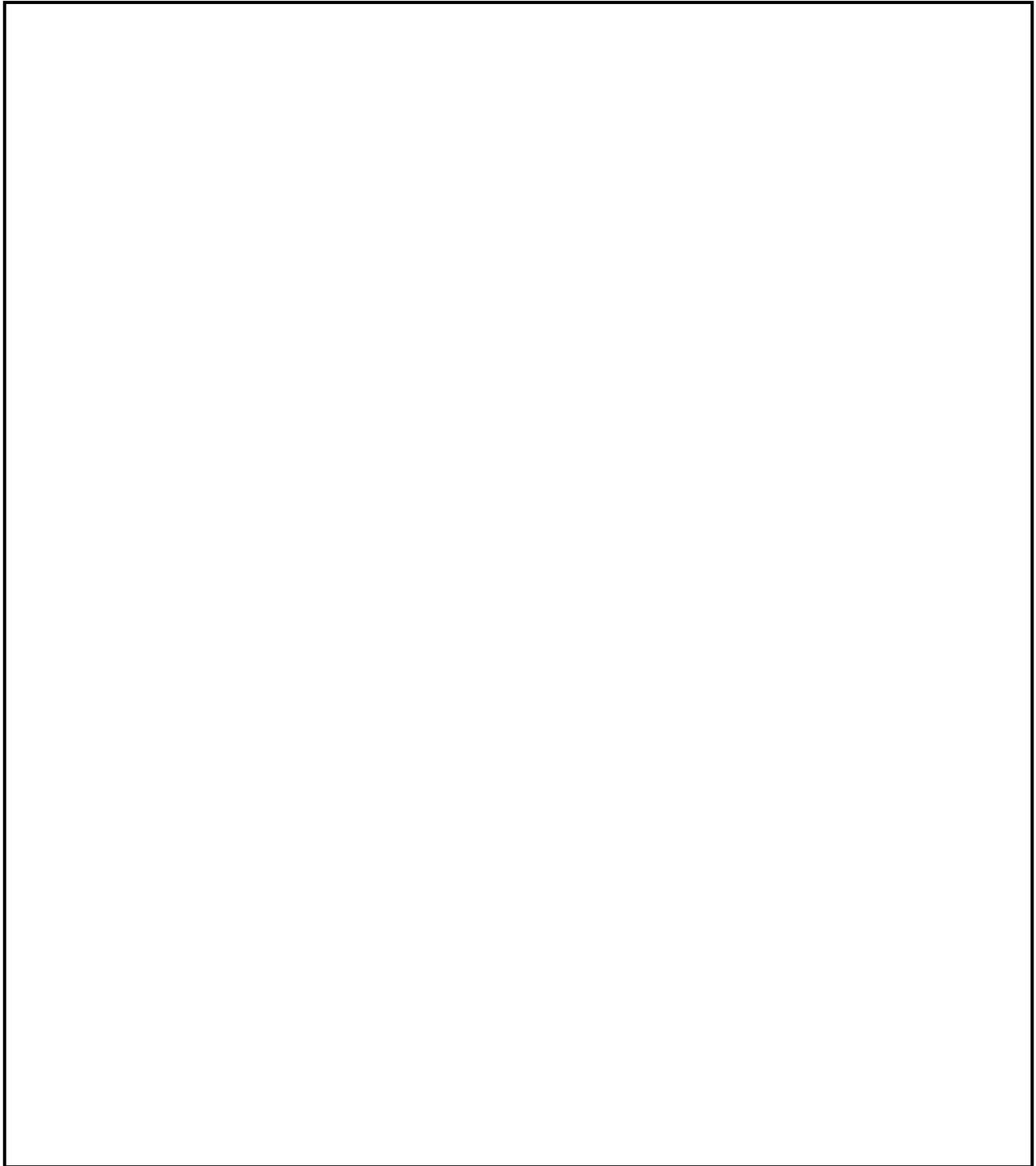
本事業は、環境対応住宅所有者をはじめ、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等多くの者が係ることから、その連絡調整をどう図っていくのか提案すること。



注：別紙様式 B は全項目合計で A 4 版 8 枚以内に記載すること。

(6) コールセンター

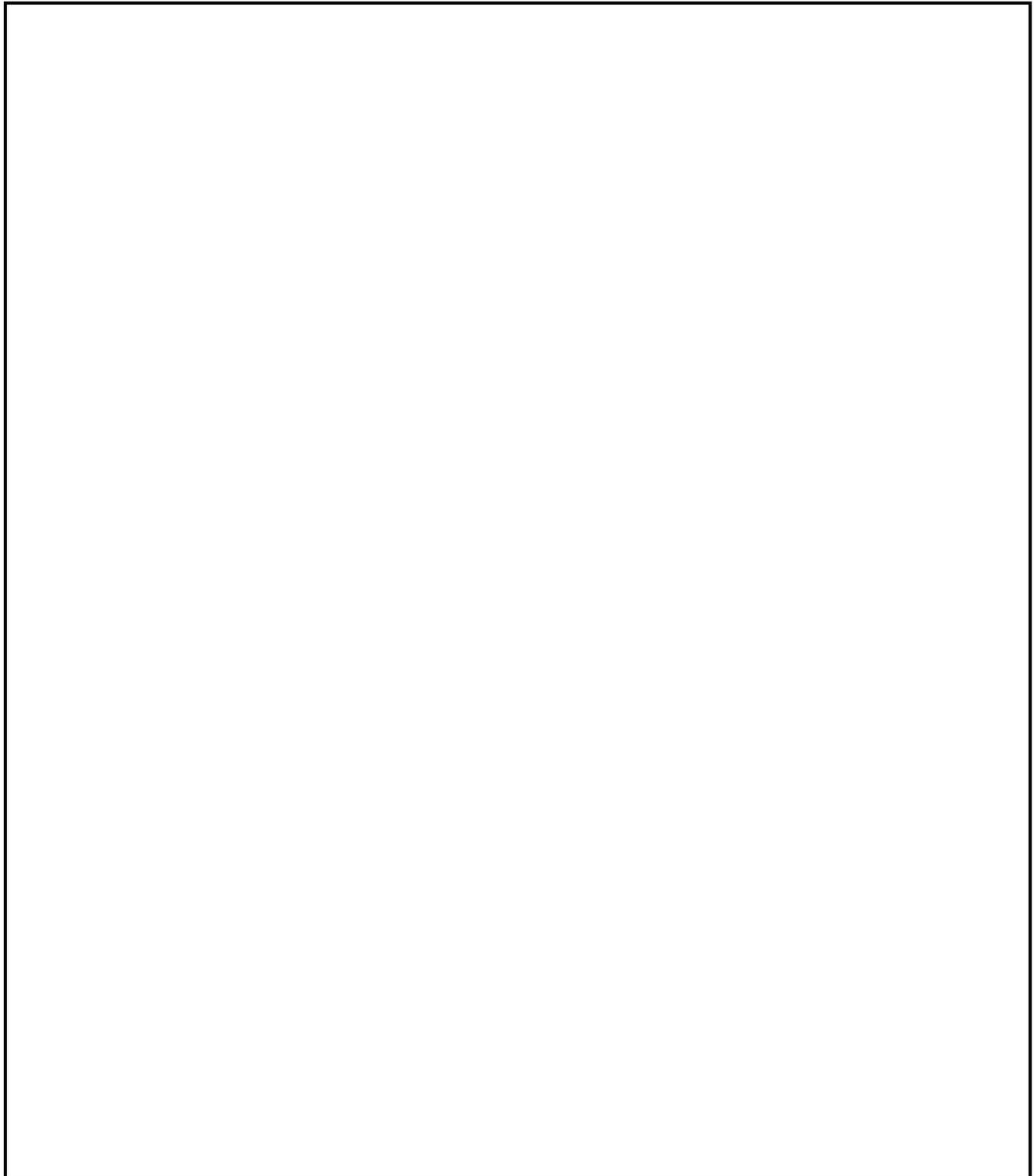
環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等からの本事業に関する問い合わせやエコポイント付与及び指定交換の受付と処理に対応するコールセンターの整備体制を提案すること。



注：別紙様式 B は全項目合計で A 4 版 8 枚以内に記載すること。

(7) セキュリティ、不正対応等

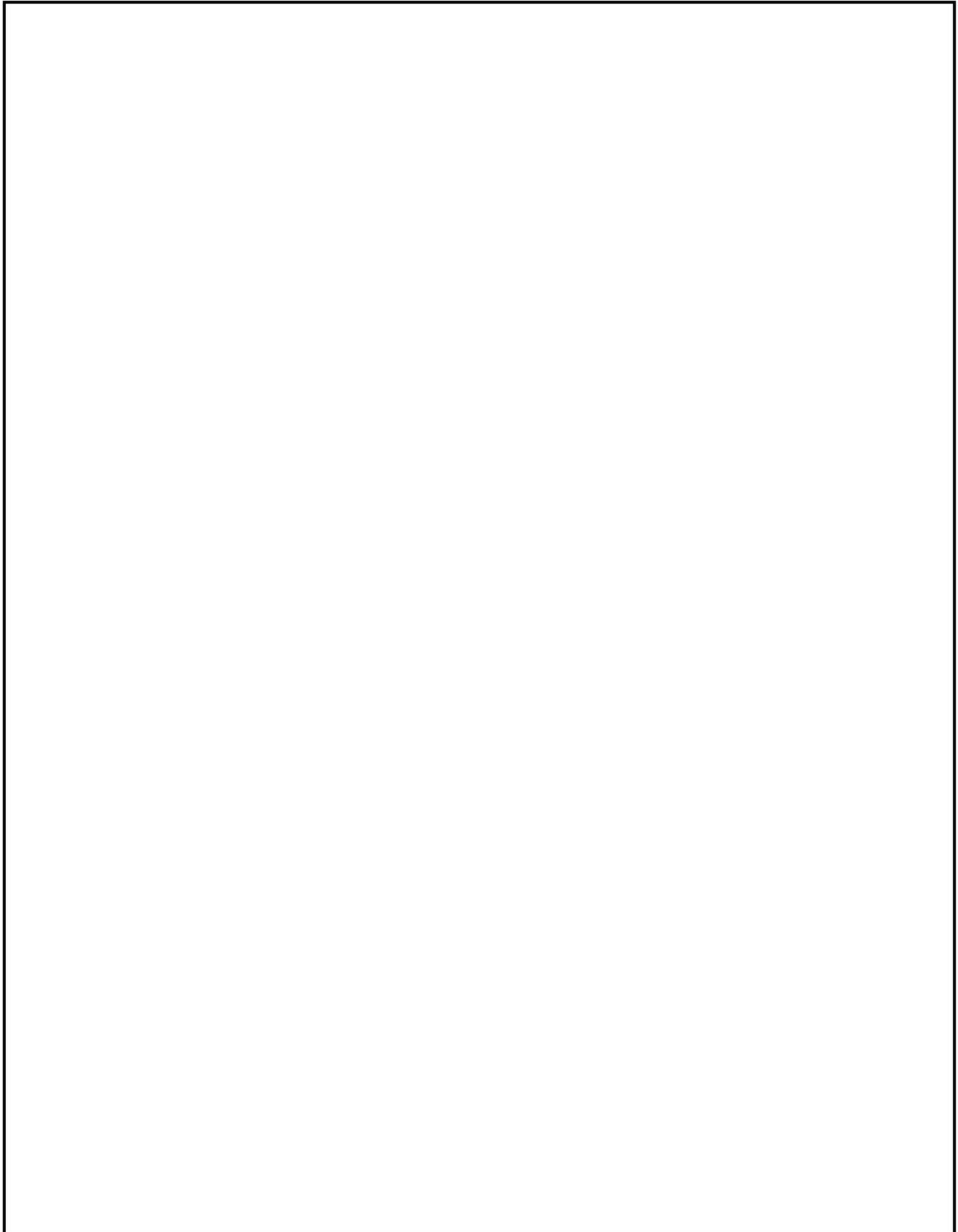
環境対応住宅所有者（代理申請者を含む。）、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主その他の者によるエコポイントや指定交換商品等の不正取得、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等によるエコポイントの不正操作を防止するための対策（現地での検査の方法・体制含む。）を提案すること（個人申請・法人申請それぞれに対する対策を提案すること。）。また、個人情報の適正な取り扱いについても、その対策を提案すること。



注：別紙様式 B は全項目合計で A 4 版 8 枚以内に記載すること。

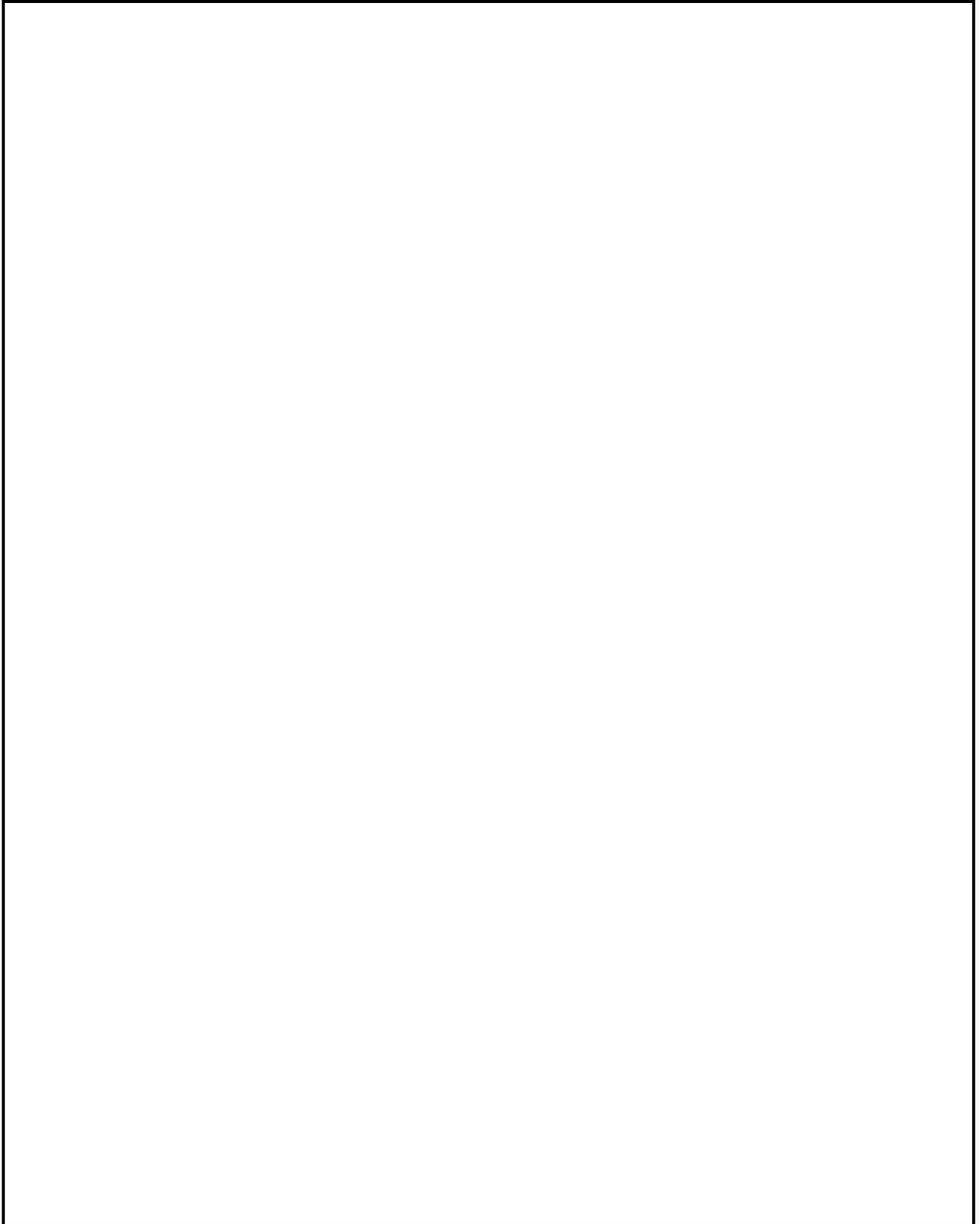
(8) 事業の広報

本事業の円滑な実施のため、環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、登録住宅性能評価機関等に対しての広報活動の内容を提案すること。



注：別紙様式 B は全項目合計で A 4 版 8 枚以内に記載すること。

業務全体の実施フロー



注：本様式はA4版1枚に記載すること。

業務全体の実施スケジュール

時 期	業 務 内 容

注：本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。

業務実施体制（配置予定全体管理者）

全体管理者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数） 年（ 年）	
学歴 （卒業年次/学校種別/専攻）			
従事分野の経歴（直近の順に記入）			
1)	年	月～	年 月（年 ヶ月）
2)	年	月～	年 月（年 ヶ月）
3)	年	月～	年 月（年 ヶ月）
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：平成 年 月 日現在 件）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（配置予定システム管理者）

システム管理者

氏名		生年月日	
所属 役職		経験年数（うち本業務の類似業務の従事年数） 年（ 年）	
学歴 （卒業年次/学校種別/専攻）			
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）			
1)	年	月～	年 月（年 ヶ月）
2)	年	月～	年 月（年 ヶ月）
3)	年	月～	年 月（年 ヶ月）
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数：平成 年 月 日現在 件）			
業務名	発注機関	履行期間	契約金額
主な業務実績			
業務名		契約金額	
発注機関		履行期間	
○業務の概要			
保有資格			
○主な資格			

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）

注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

注3 複数社が参加する場合は、役割分担・連携体制等を記載する。

過去5年間におけるポイント管理業務等の実績

業 務 名			
実 施 期 間			
業 務 の 概 要			
特 徴 (今回の企画提案業務 を実施するために参考 となる点)			
全体管理者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版2枚以内に記載すること。

注2 業務名は6件まで記載できるものとする。

注3 業務の概要の欄には、調査業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注4 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

注5 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」
事務局設置運營業務に係る企画書審査の手順について

1 外部評価委員会による審査

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」に係る外部評価委員会（委員は有識者により構成し、非公開とする。）において、提出された企画書等の内容について、企画提案会実施後、審査を行う。

2 企画書等の審査方法

(1) 『「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設置運營業務に係る企画書等審査基準及び採点表』（別添4）に基づき、各委員ごとに採点する。

【採点基準】

・ A（良い）	10点
・ B（やや良い）	7点
・ C（普通）	5点
・ D（やや悪い）	3点
・ E（悪い）	0点

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「A」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「A」の数が同数の場合は、「B」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「B」の数も同数の場合は、「C」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「C」の数も同数の場合は、「D」の数が多い者を契約候補者とする。
- ⑤ 「D」の数も同数の場合は、委員の多数決により選定する。

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」事務局設置運営業務に係る企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者

審査項目	審査基準	配点	評価(A)	係数(B)	A×B
1	本事業の目的及び趣旨を理解しているか、本事業の目的を円滑に達成するための提案は適切か。 (別紙様式A)	点 10		×1	点
2	郵送によるエコポイント申請の受理及び各都道府県に1ヵ所以上設ける窓口の体制整備及び申請書類等の確認・データ処理を行うための体制は十分か。(別紙様式B)	点 10		×1	点
3	指定交換商品等の選定及びその交換業務の内容が適切かつ効果的であるか。(別紙様式B)	点 10		×1	点
4	即時交換を行うための体制(申請受付窓口の体制含む。)は十分か。(別紙様式B)	点 10		×1	点
5	提案されたエコポイント申請・登録・管理システム及びエコポイントの指定交換商品等への交換システムが、確実かつ効率的なものであるか。(別紙様式B)	点 10		×1	点
6	環境対応住宅所有者、省エネ建材等製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等の間での円滑な事業実施のための連携の仕組みは適切かつ効果的か。(別紙様式B)	点 5		×0.5	点
7	ポイントや指定交換商品等の詐取等の防止(現地での検査の方法・体制含む。)、個人情報漏洩防止のためのセキュリティは十分か。(別紙様式B)	点 10		×1	点
8	環境対応住宅所有者、省エネ建材等製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等からの問い合わせやエコポイント付与及び指定交換商品との交換受付処理等に対応するためのコールセンターの整備は十分か。(別紙様式B)	点 10		×1	点
9	事業を円滑に進めるに当たって、提案された広報活動の内容が適切かつ効果的であるか。(別紙様式B)	点 10		×1	点
10	全体計画(スケジュールを含む。)は妥当か。(別紙様式C-1、C-2)	点 10		×1	点
11	事務局の実施体制(システム関係を含めたスタッフの能力・経験、配置の的確性、複数事業者が参加する場合は、参加事業者間の役割分担・連携体制等)は妥当か。(別紙様式D-1、D-2、D-3)	点 10		×1	点
12	ポイント管理や商品等の交換等に関する類似業務の実績及び能力を有しているか。(別紙様式E)	点 5		×0.5	点
13	事務費は妥当か。 (提案内容に対する価格の妥当性、積算内訳の妥当性)	点 10		×1	点
合計					点

注) 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

A(良い)	10点
B(やや良い)	7点
C(普通)	5点
D(やや悪い)	3点
E(悪い)	0点